

鳥栖市監査告示第13号

令和5年5月15日

財政援助団体等監査結果に係る改善措置の公表について

鳥栖市監査委員

川崎 真澄

小石 弘和

地方自治法第199条第14項の規定による改善措置の通知を受けたので、当該通知に係る事項を公表します。

記

1. 監査の対象 鳥栖市スポーツ協会
2. 改善措置内容 別添のとおり

令和4年度 財政援助団体等監査結果に係る措置について

監査対象団体	鳥栖市スポーツ協会
所 管 課	スポーツ文化部 スポーツ振興課

【注意・検討を求める事項】

◆補助金等交付事務

○種目別競技団体運営補助金及び県民スポーツ大会強化費交付金について

当該補助金及び交付金について、種目別競技団体の補助対象及び交付対象となる事業の未実施、縮小にかかる補助金及び交付金の取扱いに誤りがある。

【措置内容】

- ・補助金の執行状況を確認するために、令和4年度より対象団体から「補助金内訳書」の提出を求めることとしました。
- ・令和4年度分については、未使用の補助金がある団体から年度内に返還を受け、同額を4月7日に市に返還しました。
- ・令和2年度、3年度分については、令和5年度に該当する団体から返還を受け同額を市に返還します。